

市立堺病院のあり方について
提 言 書

市立堺病院のあり方検討懇話会

平成20年11月

目 次

はじめに	1
1 地域医療の現状と市立堺病院の位置づけ	
(1) 4 疾病 4 事業	2
① がん	2
② 脳卒中	3
③ 心筋梗塞	3
④ 糖尿病	4
⑤ 災害医療	5
⑥ 周産期医療	5
(2) 救急医療	5
① 初期救急医療の提供体制	5
② 二次救急医療の提供体制	6
③ 三次救急医療の提供体制	7
(3) 小児救急医療	7
① 初期救急医療の提供体制	7
② 二次救急医療の提供体制	7
2 市立堺病院の置かれている状況	
(1) 市立堺病院の現況等	8
① 市立堺病院の概要	8
② 市立堺病院の医療の提供	8
③ 市立堺病院の経営状況	9
(2) 三次救急医療施設設置の検討	10
① 設置検討の経緯	10
② 三次救急医療施設の整備計画	10
(3) 公立病院改革と市立堺病院	11
(4) 検討すべき経営形態	11
3 今後の市立堺病院のあり方（提言）	
(1) 市立堺病院が果たすべき役割（機能）	12
① 政策医療としての救急医療	12
② 真に必要な地域医療の確保	12
③ 市の一般会計負担の考え方	12

(2) 病院経営（経営形態等）	13
① 健全な経営基盤の確立	13
② 経営形態	13
(3) 救命救急センターの整備	13
① 整備の方針	13
② 診療機能	13
③ 立地条件	13
(4) 役割（機能）を果たすための条件整備	14
① 一次救急との連携	14
② 急性期を脱した患者の病床確保	14
(5) 新施設の名称	15

(資料)

市立堺病院のあり方検討懇話会設置要綱	16
市立堺病院のあり方検討懇話会委員名簿	17
市立堺病院のあり方検討懇話会開催経過	18

はじめに

市立堺病院は、「すべての患者さんの権利と人格を尊重し、安心・安全で心の通う医療を提供します。」との理念に基づき、救急医療の提供や急性期疾患の患者を中心とした診療などを通して地域医療に貢献しているところである。

一方、地域の救急医療を見た場合、堺市救急医療事業団及び市立堺病院をはじめとした複数の二次救急病院を中心にその役割を担っているところであるが、高齢化による疾病構造の変化を背景に、地域での救急患者の搬送は増加しており、市立堺病院の救急患者も年々増加傾向にある。このような中、堺市二次医療圏には三次救急医療施設がなく、多くの重症患者が他地域の施設に搬送を余儀なくされており、三次救急を含めた救急医療の提供体制の構築が市民の安全・安心にとって喫緊の課題となっている。

また、市立堺病院が公立病院として適切な医療を継続的に提供していくためには安定した経営が求められるところではあるが、全国の多くの公立病院と同様に、市立堺病院も赤字が続いており非常に厳しい経営状況にある。必要とする医師を確保できないこともその大きな原因の一つであると考えられるが、早急な経営の健全化が望まれるところである。

このような状況を受け、堺市は、平成20年8月に当懇話会を設置し、堺市地域の医療を確保していくために、市立堺病院がどのような役割を果たしていくべきか、三次救急医療施設をどのように整備すべきか、また、市立堺病院が安定した経営をおこなうためにはどのような経営形態をとるべきかという3つのテーマについて当懇話会での議論を求められたところである。

今般、3回にわたる議論を重ね、その検討内容について、以下のとおり「提言書」としてとりまとめた。「提言書」は、「地域医療の現状と市立堺病院の位置づけ」、「市立堺病院の置かれている状況」及び「市立堺病院の今後のあり方(提言)」という3点にまとめている。

堺市が本提言の趣旨を踏まえ、市立堺病院の二次医療圏における医療サービスの一層の充実と経営改革に役立てられることを期待するものである。

平成20年11月21日

市立堺病院のあり方検討懇話会
座長 井上 通敏

1 地域医療の現状と市立堺病院の位置づけ

(1) 4 疾病 4 事業

大阪府保健医療計画では、4 疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病）4 事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児救急医療を含む小児医療）を軸として、地域医療体制を整備していくこととしている。堺市二次医療圏における4 疾病と4 事業は以下のとおりである。

なお、救急医療と小児救急医療を含む小児医療については、別項目において詳しく述べる。

【注】検討にあたって、以下5 点の資料を参照した。

ア) 平成 20 年度大阪府保健医療計画

イ) 堺市国民健康保険加入者データ(平成 19 年度 6 月分)

※本データは、慢性期を含む全ての患者データを含んでいる。したがって、診療レベル（急性期・慢性期）の異なる病院を単純に比較したものとなっている。

ウ) 堺市・高石市消防統計（平成 10～19 年） 旧美原町分を含む

エ) 堺市・高石市報道発表資料

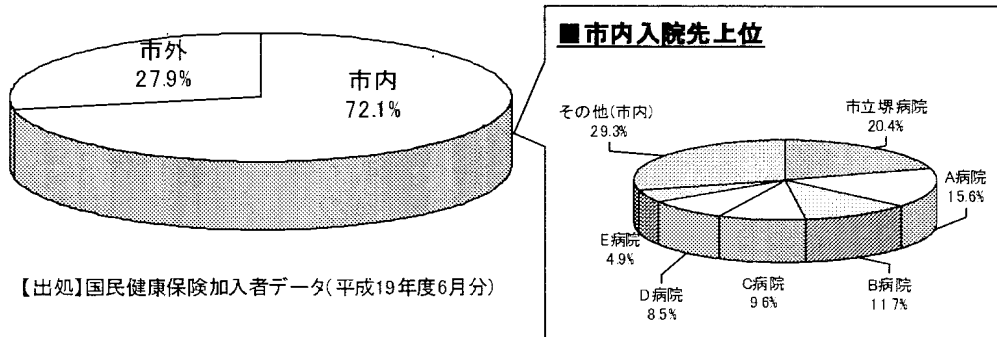
オ) 市立堺病院院内統計データ

① がん

堺市二次医療圏内では、24 箇所の医療機関が「がん診療」に対応可能である。その中のひとつである大阪労災病院は「地域がん診療連携拠点病院」として承認されており、地域で「がん診療」の拠点的作用を担っている。

受診患者（調査対象の堺市国保加入者（入院））の動向としては、市内受診が 72.1%、市外受診が 27.9%となっている。市内受診者のうち 20.4%が市立堺病院を受診しており、市立堺病院も地域において果たしている役割は大きいといえる。

《がん患者の受診動向》 延患者数:17,132人/月 全疾患に占める割合:10.7%



【出処】国民健康保険加入者データ(平成19年度6月分)

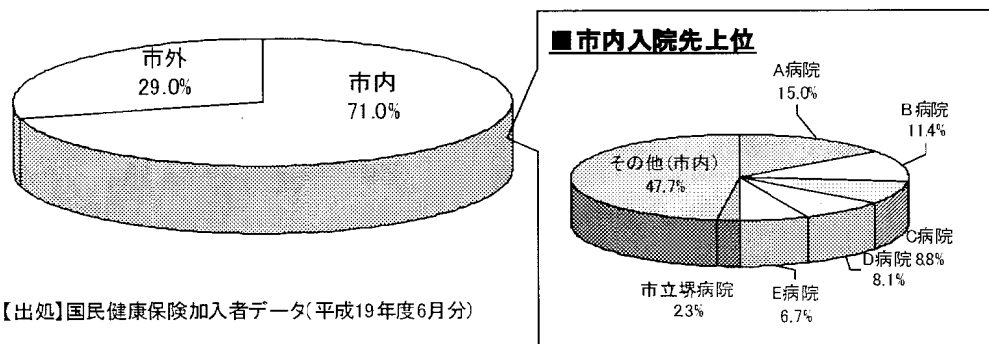
② 脳卒中

SCU（又は ICU）の設置や脳卒中に対する主要施術（クリッピング術、t-PA 投与など）が行える医療機関は堺市二次医療圏内に 8 つ存在する。その中のひとつである馬場記念病院は、SCU30 床を有し脳卒中に対する施術も多く実施しており、脳卒中に対する医療体制が圏域内で最も整った医療機関である。市立堺病院においては、血腫除去術を圏域内で最も多く実施するなど、圏域内で一定の役割を果たしている状況にある。

受診患者（調査対象の堺市国保加入者（入院））の動向としては、市内受診が 71.0%、市外受診が 29.0%となっている。圏域内では急性期・慢性期の診療をおこなう医療機関が多数ある中で、市内受診者のうち 15%を取込む病院が存在しており、地域医療に大きく貢献している。市立堺病院においては、市内受診者のうち 2.3%の割合になっているが、その背景には、脳卒中内科や SCU が整備されていないことがある。

《脳卒中患者の受診動向》

延患者数：21,318人/月 全疾患に占める割合：13.3%

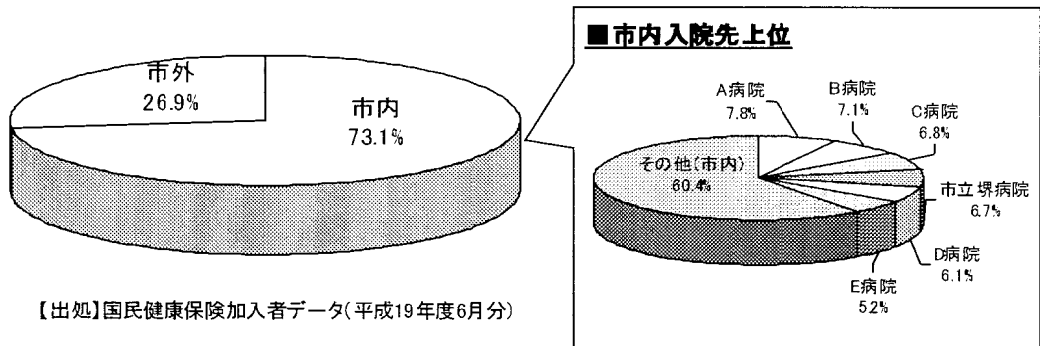


③ 心筋梗塞

心筋梗塞に対する主要施術である経皮的冠動脈形成術・ステント留置術（PCI）或いは冠動脈バイパス手術が実施可能な医療機関は堺市二次医療圏内に 7 つ存在する。圏域内で両方の手術に対応可能な医療機関は、ベルランド総合病院と大阪労災病院の 2 病院である。これらの病院は手術件数も多く、地域医療に大きく貢献しているといえる。市立堺病院においては、経皮的冠動脈形成術・ステント留置術（PCI）の実施数が、上述の 2 病院に次いで多い状況であり、地域において一定の役割を果たしている状況にある。

受診患者（調査対象の堺市国保加入者（入院））の動向としては、市内受診が 73.1%、市外受診が 26.9%となっている。市内受診者のうち 6.7%が市立堺病院を受診している。その他医療機関においても大きな割合を占める病院はなく、市立堺病院を含めた 6 病院で市内受診の 39.7%を診療している状況にある。

《心筋梗塞患者の受診動向》 延患者数:14,172 人/月 全疾患に占める割合:8.8%



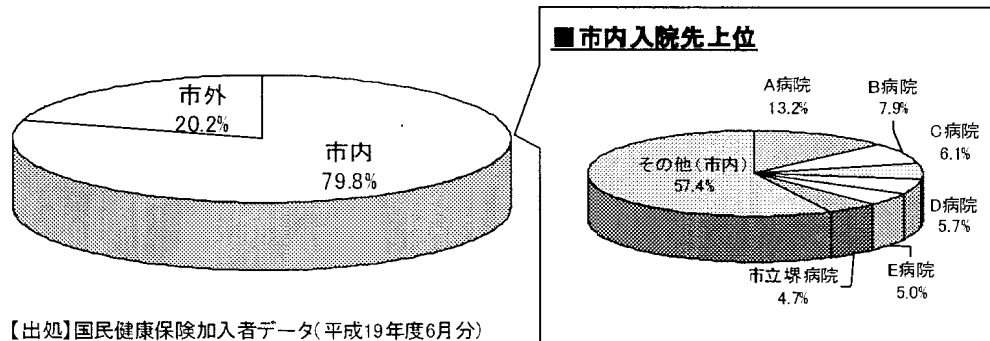
④ 糖尿病

糖尿病性腎不全などへの透析対応を行う病院は堺市二次医療圏内に 16 箇所存在する(うち 10 の病院は透析導入の実施が可能)。その中のひとつである大阪労災病院は透析導入、維持透析ともに圏域内で最も多く実施している。市立堺病院は透析導入、維持透析ともに対応可能であり、透析導入に関しては、圏域内で 4 番目に実施件数が多い状況にある。

受診患者(調査対象の堺市国保加入者(入院))の動向としては、市内受診が 79.8%、市外受診が 20.2%となっている。圏域内では市内受診者のうち 13.2%を取込むほどの病院も存在しているが、その他医療機関において大きな割合を占める病院はなく、市内各医療機関において分散して受診されている。その中で、市立堺病院では市内受診者の 4.7%の診療をおこなっており、特に急性期の合併症を伴う患者を中心に診療を実施している。

今後、この分野の充実を図るのであれば、糖尿病指導医の確保など医師の研修体制を確保する必要がある。

《糖尿病患者の受診動向》 延患者数:5,543人/月 全疾患に占める割合:4.3%



⑤ 災害医療

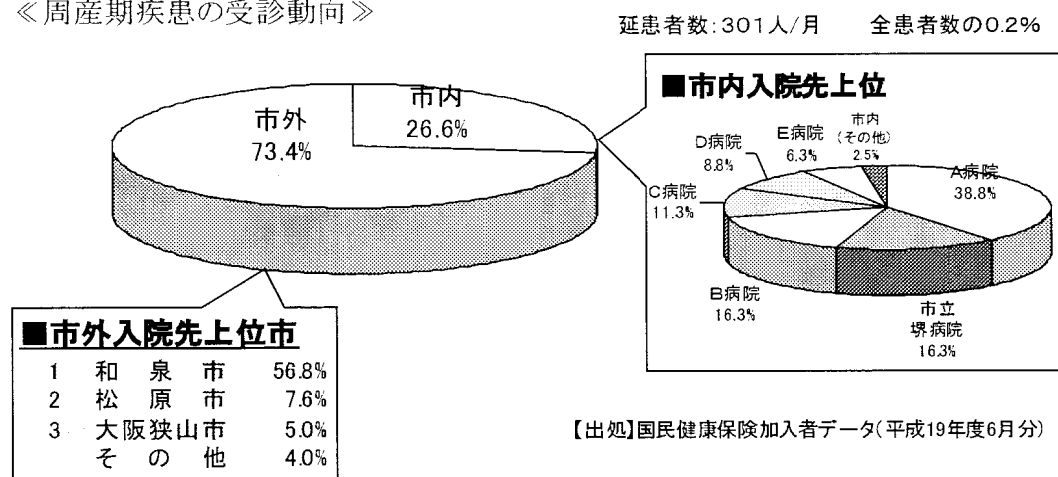
堺市二次医療圏においては、市立堺病院が平成9年3月より地域の災害拠点病院として指定されている。しかしながら、市立堺病院は三次救急対象の外傷疾患などへ対応する機能を有していないため、大規模災害発生時の対応には機能充実が必要である。

⑥ 周産期医療

堺市二次医療圏では、ベルランド総合病院が地域周産期母子医療センターとしての認可を受けている。分娩件数、早期産・多胎・未熟児への対応件数が圏域内で最も多く、地域の周産期医療へ大きく貢献している。市立堺病院においては、分娩件数が圏域内で4番目に多く、早期産などへの対応実績もあり、圏域内で一定の役割を果たしている。

周産期疾患の患者動向(調査対象の堺市国保加入者(入院))としては、市内受診が26.6%、市外受診が73.4%となっている。周産期疾患においては市外医療機関への受診割合が非常に高いのが特徴である(特に和泉市の医療機関への受診率が高い)。圏域内では急性期・慢性期を含めて市立堺病院をはじめとする3病院で市内受診の71.4%を診療しており、周産期医療において大きな役割を担っているが、NICUを休止しているという課題がある。

《周産期疾患の受診動向》



(2) 救急医療

① 初期救急医療の提供体制

一般の成人の時間外初期救急は、市内の各々の医療機関が診療にあたるとともに、堺市医師会の協力を得て堺市救急医療事業団が、主として宿院急病診療センターにおいて日曜・祝日の10:00~12:00、13:00~17:00を、泉北急病診療センターにおいて土曜日の18:00~21:00及び日曜・祝

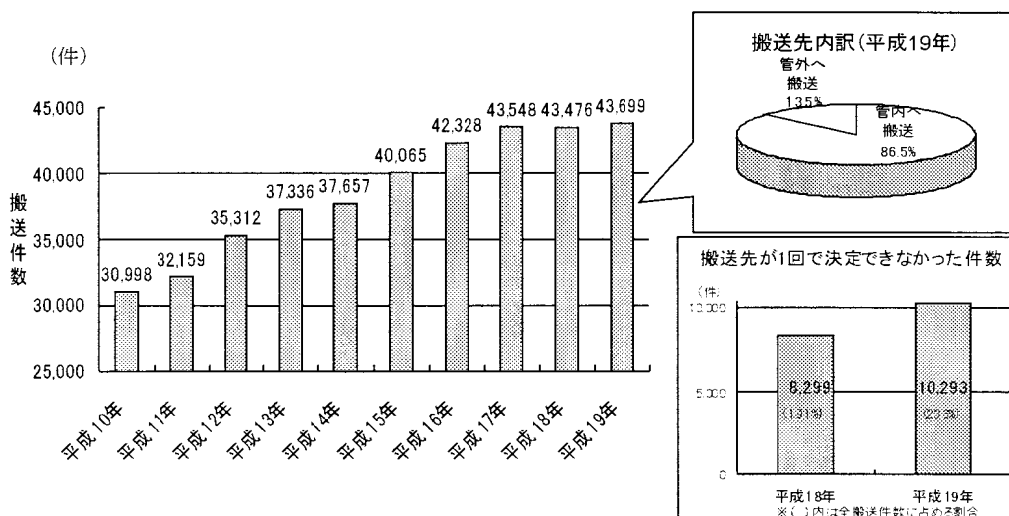
日の 10:00～12:00、13:00～17:00、18:00～21:00 を対応している。

② 二次救急医療の提供体制

堺市二次医療圏では、救急告示病院として救急医療を担う医療機関が 23 施設（大阪医療刑務所病院を除く。）存在する。これらの病院が地域の二次救急に対応しており、圏域内の救急医療を支えている。

平成 19 年の救急搬送の実態として、86.5%が管内（堺市・高石市内の医療機関）へ収容されているが、残りの 13.5%は管外へ運ばれている。救急搬送件数は年々増加しており、それに比例し搬送先が 1 回で決まらないケースも年々増える傾向にあり、救急搬送に苦慮する状態にある。

《管内の救急搬送件数推移、ならびに搬送拒否に関する件数推移》

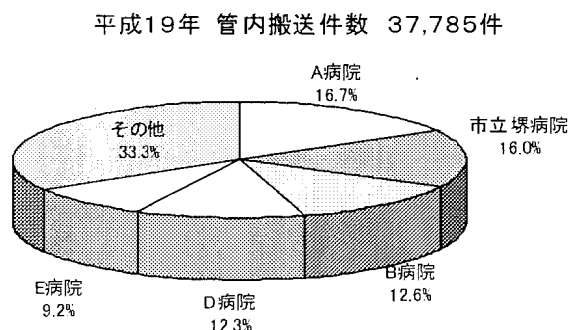


【出処】堺市・高石市消防統計(平成10～19年) ※旧美原町分を含む

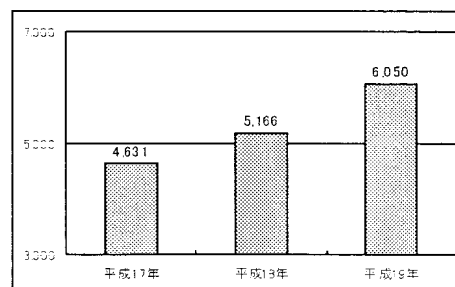
【出処】堺市・高石市消防組合報道発表資料

市立堺病院においても、救急搬送の受入件数は年々増加している。市立堺病院は圏域内で 2 番目に救急搬送を多く受け入れており、地域の救急医療に大きく貢献している。

《搬送件数上位医療機関》



・市立堺病院への搬送件数推移



【出処】堺市・高石市消防統計(平成17～19年)

③ 三次救急医療の提供体制

堺市二次医療圏内に三次救急医療を提供する施設は存在しないために、全てが堺市二次医療圏外へ搬送されている。

平成 19 年の堺市高石市消防組合の統計によると、管内から救命救急センターへ搬送した 296 件の内、近畿大学附属救命救急センターに約 50.7%、府立急性期救命救急センターへ 24.7%、府立泉州救命救急センターへ約 16.2%となっている。また、大阪府保健医療計画においても二次医療圏で唯一の空白地域である堺市二次医療圏での救命救急センターの設置を検討することとされており、平成 20 年 10 月に大阪府より出された公立病院改革に関する指針においても高次救急医療の機能の整備の検討が求められている。

(3) 小児救急医療

① 初期救急医療の提供体制

小児の時間外初期救急は、堺市医師会の協力を得て堺市救急医療事業団が、主として宿院急病診療センターにおいて日曜・祝日の 10:00～12:00、13:00～17:00 を、泉北急病診療センターにおいて土曜日の 18:00～21:00 及び日曜・祝日の 10:00～12:00、13:00～17:00、18:00～21:00 と年間を通じて 21:00～翌日 5:00 まで診療を実施しており、2 施設が大きな役割を果たしている。隣接して入院機能を有する病院がないため、重症事例対応において課題がある。

平成 19 年度の堺市救急医療事業団の上記 2 施設の統計では、対応する患者のうち、約 86% (約 3 万人) は小児であり、1 日あたりの診療患者数は約 81 人となっている。

② 二次救急医療の提供体制

堺市二次医療圏における小児二次救急は、5 つの医療施設が輪番制で対応している。中でも、市立堺病院は、堺市高石市消防組合の小児の救急搬送件数のうち、半数近くを受け入れており、地域の小児救急を支える医療機関となっている。

《小児救急搬送件数推移》

	H17	H18	H19
小児科搬送件数	2,515	2,637	2,719
うち市立堺病院	1,201	1,169	1,331
市立堺病院への搬送割合	47.8%	44.3%	49.0%

【出处】堺市・高石市消防統計 (平成 17～19 年)

2 市立堺病院の置かれている状況

(1) 市立堺病院の現況等

① 市立堺病院の概要

市立堺病院の概要については、以下に記載するとおりである。

《診療科目》

平成20年11月現在

総合内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、血液内科、
腎・代謝内科、神経内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、
泌尿器科、産婦人科、眼科（外来休診中）、耳鼻咽喉科、放射線科、
歯科口腔外科、麻酔科 計19科

《病床数》

■一般 480床

■感染症 13床

■合計 493床

《各種指定》

■救急指定病院（昭和45年から）

■臨床研修指定病院（昭和47年から）

■エイズ拠点病院（平成7年から）

■災害拠点病院（平成9年から）

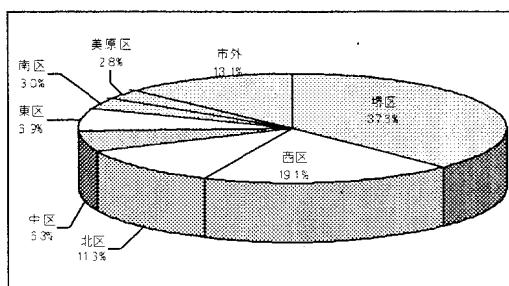
■感染症指定医療機関（第一種、第二種） など

② 市立堺病院の医療の提供

平成19年度における患者数について、入院、外来ともに同病院が所在する堺区が一番多く、次いで西区、北区からの順となっている。これらの地域からの患者で入院は全体の68%、外来は71.9%を占める。

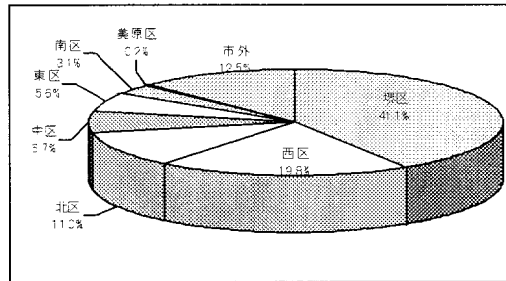
《地区別の来院患者》

・入院延患者数 150,062人



	患者数	比率
堺市	130,404	86.9%
大阪市	4,689	3.1%
高石市	1,208	0.8%
泉大津市	244	0.2%
和泉市	430	0.3%
その他	13,087	8.7%
合計	150,062	100.0%

・外来患者数 255,361人

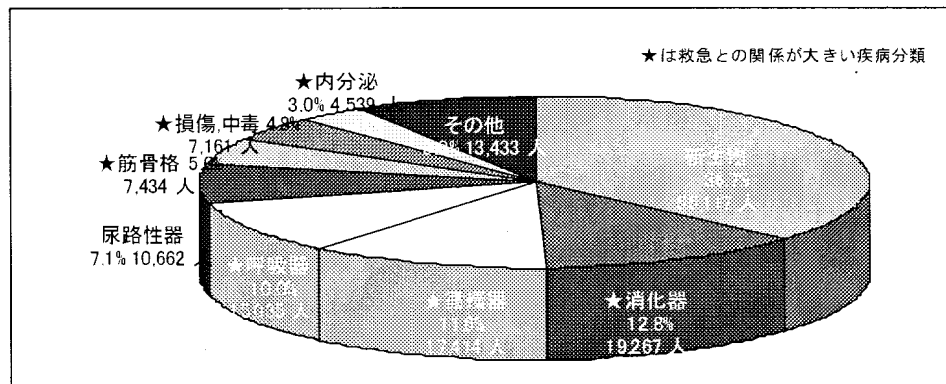


	患者数	比率
堺市	223,441	87.5%
堺区	7,264	2.8%
高石市	2,136	0.8%
泉大津市	447	0.2%
和泉市	692	0.3%
その他	21,381	8.4%
合計	255,361	100.0%

【出処】平成19年度市立堺病院統計データ

疾病別の患者数内訳を見た場合、新生物（36.7%）、消化器（12.8%）、循環器（11.6%）、呼吸器（10.0%）の順に多く、これら疾病で全体の70%以上を占める。

《入院患者疾病別構成》



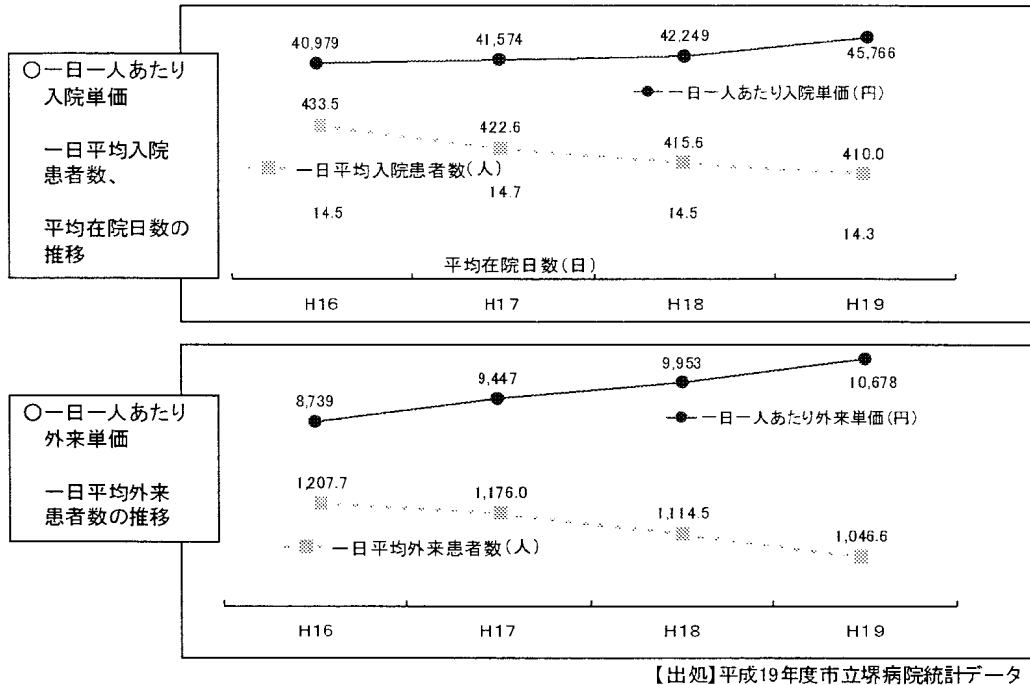
【出処】平成19年度市立堺病院統計データ

また、診療にあたる医師数については、平成17年4月1日～平成20年8月1日の期間、常勤医は72～79名の間で、研修医を含む非常勤医は42～52名の間で推移しているが減少傾向にある。

③ 市立堺病院の経営状況

平成16～19年度における1日あたりの診療単価と患者数の推移を見た場合、入院、外来ともに単価は上昇傾向にあるが、患者数は減少傾向にある。平成16年度と19年度を比較した場合、入院診療単価は4,787円の上昇、患者数は1日あたり23.5人の減少を示している。外来診療単価は1,939円の上昇、患者数は1日あたり161.1人減少している。

《業務量推移》



平成17年度において、以降3カ年の中期経営計画を策定し、実現に向けた取組みを行うものの、診療報酬のマイナス改定や新しい臨床研修医制度による医師減少などにより収支は経常的に赤字傾向である。結果として、平成19年度末現在、約14億3千万円の不良債務が存在する。

(2) 三次救急医療施設設置の検討

① 設置検討の経緯

以下の理由から堺市として堺市二次医療圏には三次救急医療施設(救命救急センター)が必要と判断し、平成18年度から市立堺病院敷地内での整備に向けた具体的な検討をおこなった。

- 安全・安心が確保された都市づくりのための救急・災害時医療体制の充実が必要
- 堺市二次医療圏において三次救急医療に対する需要が増加
- 大阪府保健医療計画(平成14年度)の中でも堺市における救急医療体制の充実が求められている。
- 人口50万人以上の都市、大阪府下の二次医療圏で救命救急センターが唯一未整備

② 三次救急医療施設の整備計画

平成19年4月の「自由都市・堺ルネサンス計画」改訂版に救命救急センターの整備を位置づけ、市立堺病院敷地内への併設による整備を実現すべく「救命救急センター設計業務」にかかる予算を計上し、整備事業

に着手することとした。

平成 19 年 6 月に施行された「改正後の建築基準法及び建築基準法施行令」により、当初計画に多大な影響を受けることが判明した。

計画を修正して併設整備することについて検討したが、「本体と増築棟の一体的運用が困難」、「既存駐車場の大幅な減少」など様々な制約条件が生じることが明らかになったため、平成 20 年 2 月に市立堺病院の敷地内に三次救急医療施設を併設・整備することを断念することとなった。

(3) 公立病院改革と市立堺病院

総務省は、現在の公立病院の多くは、医師不足や経営の悪化等によって医療機能の低下をもたらし、公立病院がその地域で担うべき医療の提供に支障が生じていると考えている。そのため公立病院を設置している自治体に対して以下の 3 つの視点に基づいた改革プランを策定し、地域において真に必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくため抜本的な改革の実施を求めている。

■ 経営の効率化

経常収支比率 100%以上など、経営指標の目標設定とそれを達成するために必要な活動計画策定

■ 再編・ネットワーク化

二次医療圏内に複数の公立病院が存在する場合、公立病院として必要な役割を効率的・効果的に発揮していくための統廃合や機能分担の検討

■ 経営形態の見直し

健全経営に向けて最適な経営形態を検討

(4) 検討すべき経営形態

■ 地方公営企業法全部適用

堺市から権限が分割され、職員の身分取扱い関係等の一部が病院事業管理者に移るものの、全体的には市の制度の中での運営となるため、条例で定められた職員定数、予算の単年度主義、公務員制度上の制約等の課題が依然として残り経営の自由度は限定的となる。

■ 地方独立行政法人

堺市とは別の法人として独自に経営することになるが、設立団体の長である堺市長が役員任免や中期目標の提示を行い、法人は計画策定や事業報告が必要となるなど、一定の市の関与がある。

■ 指定管理者制度

民間事業者等が市との契約によって病院の管理運営を実施するもので、政策医療等の地域に必要な医療が確実に履行されるか、相手方に依存することになるなどの課題がある。